

【2026 年版】新しくなった「防災気象情報」

命を守る！新しくなった「防災気象情報」をわかりやすく解説

毎年、大雨や台風のニュースを聞くと不安になりますよね。実は、2026 年の 5 月 29 日から「防災気象情報」の運用が新しく開始されました。これまでは「大雨警報」や「土砂災害注意情報」といった言葉が使われていましたが、「いつ避難すればいいの？」と迷ってしまうという課題がありました。そこで、もっと避難のタイミングや住民がとるべき行動が分かりやすくなるよう、情報の名前に「警戒レベルの数字」がつくように変更されたのです！今回は、何がどう変わったのかを分かりやすく解説します。



●【レベル5】特別警報

(例：レベル5 大雨特別警報 など)

すでに災害が発生している、もしくは差し迫った状況です。直ちに命を守る行動をとってください。

●【レベル4】危険警報

(例：レベル4 大雨危険警報 など)

災害の恐れが高い段階です。危険な場所から全員避難してください。市町村からレベル4 避難指示が発令される目安となります。

●【レベル3】警報

(例：レベル3 大雨警報 など)

災害の恐れがある段階です。高齢者や障害のある方など、避難に時間がかかる方はこの段階で危険な場所から避難します。

●【レベル2】注意報

(例：レベル2 大雨注意報 など)

気象状況が悪化してきた段階です。ハザードマップなどで避難行動を確認したい段階となります。

○【レベル1】早期注意情報

今後気象状況が悪化する恐れが出てきた段階で、災害への心構えを高めます。5 日先までに警報級の現象が発生する可能性を「中」または「高」の2 段階で発表します。

令和8年5月29日より 気象の警報などが大きく変わりました

	河川氾濫	大 雨	土砂災害	高 潮
警戒レベル 5 相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル 4 相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル 3 相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル 1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わりました。(特別警報の新設など)



「警戒レベル4 相当」の情報は「危険情報」として発表されます。



超重要
ポイント

一番高い「レベル5 特別警報」が発表される段階では、すでに安全な避難は困難になっている状態です。そのため、必ず「レベル4」までの段階で避難を完了しておくことが重要です！

万が一に備える「レンタカー特約」

自動車保険の見直しで迷いやすいのが「レンタカー特約（代車費用特約）」です。「車両保険があるから大丈夫」代車は用意してもらえる」と思われがちですが、実際にはすぐに代車を利用できないケースも少なくありません。



よくあるケース

- 代車不足**：ディーラーや整備工場の代車には限りがあり、数日待つこともあります。
- 相手の保険が使えない**：単独事故や過失のある事故では、代車費用が補償されない場合があります。

修理期間と費用の目安

近年の車は安全装備が増え、修理には平均約 10 日、部品の取り寄せが必要な場合は 2 週間以上かかることもあります。その間、レンタカーを利用すると約 7 万～10 万円、長期化すれば 10 万円を超えることもあります。

レンタカー特約のメリット

- 事故や故障時にレンタカーをスムーズに手配できる。**
- レンタカー費用を補償**（一般的には日額上限 5,000～10,000 円程度）し、急な出費を抑えられる。
- 特約のため、使用しても保険料が上がることはない。**

事故や故障で車が使えなくなると、修理費だけでなく移動手段の確保も大きな課題になります。この機会に、ご自身の保険証券を確認し、レンタカー特約の加入状況を見直してみたいはいかがでしょうか。

生保トピック 第1弾 令和8年8月から高額療養費制度が見直されます。

高額療養費制度は、ひと月に医療機関等に支払った医療費が高額になった場合に、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。今回の見直しでは、制度全体の持続可能性の確保の観点から、①低所得の方の負担に配慮しつつ、月単位の追加のご負担をお願いする一方で、②「多数回該当」の金額を維持し、新たに「年間上限」を設けることで、長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能を強化しています。今回は①についてご案内いたします。次回②についてご案内いたします。

改定前

高額療養費の支給例 1カ月の医療費 100 万円で、自己負担割合が 3 割の場合

標準報酬月額 28 万円～50 万円の給与所得者（70 歳未満）の場合



医療費の自己負担額は、**87,430 円**

自己負担限度額 $80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = \mathbf{87,430 \text{ 円}}$

高額療養費 自己負担割合 300,000 円 - 自己負担限度額 87,430 円 = **212,570 円**

健康保険組合や共済組合によっては、付加給付によりさらに軽減される場合があります。

改定後

高額療養費の支給例 1カ月の医療費 100 万円で、自己負担割合が 3 割の場合

標準報酬月額 28 万円～50 万円の給与所得者（70 歳未満）の場合



医療費の自己負担額は、**92,940 円**

自己負担限度額 $85,800 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 286,000 \text{ 円}) \times 1\% = \mathbf{92,940 \text{ 円}}$

高額療養費 自己負担割合 300,000 円 - 自己負担限度額 92,940 円 = **207,060 円**

健康保険組合や共済組合によっては、付加給付によりさらに軽減される場合があります。



出典先：「公益財団法人 生命保険文化センター」



見直してください あなたの暮らしの保障
浜本保険株式会社

- 本 社／兵庫県加西市北条町横尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42) 1223代 FAX.0790(43) 1205
- 高 砂 営 業 部／兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442) 3515代 FAX.079(442) 3054
- HAMAMOTO CONSULTING OFFICE
兵庫県姫路市北条梅原町119北条梅原350ビル
TEL.079(225)5551(代) ☎0120(920)903



■本社／北条営業部



■高砂営業部



■HAMAMOTO CONSULTING OFFICE